

地方分権の推進による都市自治の確立 に関する重点要望

真の地方分権を実現し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を形成することが重要な課題となっており、これは世界の潮流である。

また、我が国の内政を取り巻く環境が大きく変貌する中、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自己決定の範囲を拡大するなど、地方分権型の新しい行政システムを構築し、自主・自立の地域社会を実現していくことが求められている。

とりわけ、都市自治体は、住民に最も身近な基礎自治体として、「補完性の原理」の考え方にに基づき、地域における包括的な役割を果たすことがこれまで以上に期待されており、自立性の高い行政主体となるためには、十分な権限と税財政基盤の確立が必要である。

よって、国は、地方分権の推進に当たり、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1．地方分権の推進について

(1) 地方分権の理念に沿って真の三位一体改革を推進し、残された地方分権改革の最大の課題である国から地方への税源移譲等を基軸とした都市税財政基盤の確立を図ること。

また、国庫補助金の廃止に際しては、同時に、法令等による事務の義務付けの廃止や基準の弾力化など、国の関与を廃止・縮小すること。

(2) 都市自治体が、自立性の高い行政主体として、福祉や教育、ま

ちづくりなど住民に身近な事務を総合的・完結的に処理することができるよう、人口規模等に応じて、事務・事業の更なる移譲を推進するとともに、さまざまな国の関与の廃止、縮減を一層進めること。

- (3) 特例市は中核市と同様に、中核市は政令指定都市と同様に、政令指定都市は都道府県と同様になるよう事務・事業の移譲を図ること。

また、中核市、特例市の指定要件を緩和すること。

2. 市町村合併に関する支援等の充実について

- (1) 市町村の自主的合併が円滑に進展するよう、的確な情報の提供や相談、助言を充実するとともに、合併市町村の計画的な振興、整備を促進するため、「市町村合併支援プラン」に基づく財政措置を継続し、合併特例債について地域の実態に応じた活用ができるようにするなど、適切な財政措置を講じること。
- (2) 市町村合併に伴う電算処理システム等の統合及び整備等に要する経費について、明確な財政措置等を講じること。

以上要望する。

電子自治体の構築に関する重点要望

国は、世界最先端のＩＴ国家になるという目標を掲げ、昨年、「e-Japan戦略」を策定し、ＩＴの利活用に関する取り組みを推進してきたところである。また、先のＩＴ戦略本部において決定した「e-Japan重点計画 2004」に基づき、必要な施策を戦略的、重点的かつ迅速に推進しているところである。

一方、都市自治体においても、この国の取り組みと歩調を合わせ積極的に取り組んでいるところであるが、電子自治体の円滑な推進には多岐にわたる課題を解決していく必要がある。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

１．電子自治体の推進について

(1) 電子自治体の実現に向けた基盤整備やシステム構築及びその運用等について、適切な財政措置を講じるとともに、技術的支援を強化すること。

また、電子自治体の構築を推進するため、地方公共団体の業務の標準化、システムの共同開発や共同アウトソーシングなどの取り組みについても、技術支援の拡充・強化を図るとともに、適切な財政措置を講じること。

(2) 地域間及び住民間に生じるさまざまな情報格差を是正するため、民間事業者も含めた情報通信基盤の整備、技術支援、人材育成等について必要な措置を講じること。特に、高齢者や障害者が利用

しやすい機器の開発や導入の促進等、誰もがITの利便性を享受できる情報通信環境を整備すること。

(3) 国の各省のネットワークについては、可能な限りL G W A Nに集約統合するとともに、その利活用に積極的に取り組むこと。

以上要望する。

住民基本台帳の閲覧制限に関する重点要望

住民基本台帳制度は、昭和 42 年制定以来、住民の利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化を目的とし、居住関係を公証する唯一の公簿として、広く活用されてきたところである。

一方、近年の高度情報ネットワーク社会の急速な進展により、住民のプライバシーに対する関心が急激に高まってきており、同制度における個人情報保護施策のさらなる充実を図ることが急務となってきたている。

よって、国は、次の事項について適切な対応を図られたい。

- 1．個人情報保護の観点から、住民基本台帳の一部の写しの大量閲覧等について請求者の範囲の制限などを含め、適切な措置を講じること。
- 2．住民票の写し等の請求事由等を明らかにすることを要しない場合を制限することについて検討するとともに、本人による住民票の写し等の請求書の開示請求についても併せて検討すること。

以上要望する。

国民保護法制の整備に関する重点要望

都市自治体は、住民に最も身近な自治体として、平時においても、住民の安全、安心を守るため、最大限の取組みを行っているところである。

武力攻撃事態等に際しての「国民の保護のための法制」に基づく都市自治体の役割については、いかに住民の安全を確保していくかを最優先の課題として捉え、今後、「保護に関する計画の策定」、「避難に関する措置」、「救援に関する措置」等に関し、住民の理解と協力を得つつ、具体の対応を検討していく必要がある。

よって、国は、国民の保護のための法制のより実効性を高めるため、次の事項について、積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．国は、「国民の保護に関する基本指針」を早期に定めるとともに、地方公共団体が全国的に整合性のとれた「国民の保護に関する計画」を速やかに作成できるよう、具体的な策定基準を提示すること。また、「基本指針」等の作成に当たっては、地方公共団体の意見を十分に反映させること。
- 2．地方公共団体が実施する国民の保護のための措置に係る費用については、原則として、国の負担とされているが、地方公共団体の負担とされる人件費や管理及び行政事務の執行に要する費用等についても、国の責任において必要な財政措置を講じること。

また、平時から必要となる 国民保護計画の策定 資機材の整備 訓練の実施等に要する経費についても、原則、国の負担とするこ

と。

さらに、応急の復旧についても、国の負担とすること。

- 3 . 武力攻撃事態等時には、関係情報等が集中する国が中心となって対処措置が行われる必要があることから、国が迅速に関係機関等へ指示等を行うとともに、関係市町村長への的確な情報提供を行うこと。

以上要望する。

防災・災害対策の充実強化等に関する重点要望

これまでの相次ぐ台風等や新潟県中越地震は、全国各地で甚大な人的・物的被害をもたらし、今後、被災地の地域社会・地域経済に大きな影響を与えることが強く懸念されることから、災害対策の一層の充実が求められている。

また、都市自治体は、阪神・淡路大震災を教訓として、今後予想される東海地震、東南海・南海地震、首都直下型地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など大規模地震に即応できる震災対策を確立していくことが強く望まれている。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1．台風等による風水害及び新潟県中越地震災害対策について

(1) 被災者の避難生活に必要な物資、応急仮設住宅等の確保、道路、鉄道、ライフライン等の被災施設の早期復旧を図るとともに、高齢者等に関する医療・救護・介護体制の充実に努めること。

また、二次災害を防止するため、余震観測体制の確立、的確な情報提供、被災建築物の診断、撤去等の安全対策を講じること。

(2) 「激甚災害法」の早期適用、災害復旧事業等の早期採択により、事業を促進するとともに、地方公共団体と適切な役割分担を図りながら、災害を未然に防ぐための抜本的な対策を講じる等災害に強いまちづくりを推進すること。

また、被災市の復旧・復興対策、災害応急対策、泥土・流木等

の処理、災害廃棄物処理などに必要な費用に対し、十分な財政措置を速やかに講じること。

(3) 被災者の住宅再建支援制度については、被害の実態に合った十分な対応ができるよう住宅の被害認定等に関する基準の改善を行うとともに、住宅本体の建築費、補修費を支給対象とするなど制度の拡充を図ること。

(4) 集中豪雨、地震等に係る観測・予報体制の充実強化に努めるとともに、防災情報の確実な伝達と高齢者等が安全かつ迅速に避難できる体制の整備、地方公共団体の技術者、専門家等が円滑に派遣できる体制の構築を図ること。

2. 防災・災害対策の充実強化等について

(1) 平成16年度までとなっている「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」及び「地震防災対策特別措置法」において平成17年度までとなっている財政上の特別措置の期限を延長すること。

(2) 消防・防災施設整備及び設備整備は、地域住民の生命、身体、財産を守る上で不可欠なものであるため、ヘリポート整備、デジタル防災行政無線等防災資機材の備蓄整備等について財政措置の充実強化を図ること。

(3) 避難施設、防災拠点施設、避難路等の耐震化対策等について
災害時に避難施設となる公共施設、防災拠点施設等に対する耐震診断、補強費用等について、十分な財政措置を講じること。

地震災害における予防対策の推進を図る観点から、住宅家屋の耐震診断や耐震改修に対する財政措置の充実を図ること。

- (4) 災害時における地域住民の安全確保を図るため、防災訓練の実施、自主防災組織の育成等に対する財政措置の充実を図ること。
- (5) 災害援護資金貸付金の償還について、小額償還者、その他正当な理由が認められる者に対して償還期間の延長を認めるなど、特段の措置を講じること。

以上要望する。

三位一体改革の確実な実現による 都市税財源の充実確保に関する重点要望

三位一体改革の確実な実現による都市税財源の充実確保を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じること。

1. 地方交付税の削減反対

- (1) 平成 16 年度は、地方交付税等が 2.9 兆円も削減され、地方の予算編成は大混乱し、基金の取崩しや地方債の増発などによりようやく凌いだところである。来年度もこのような状況が続けば、多くの地方公共団体は赤字団体となり、自主・自立どころではなくなるため、地方交付税の削減は行わないこと。
- (2) 所得税から個人住民税への税源移譲に伴う地方交付税法定率分の減少額については、交付税率の引上げにより確保すること。
- (3) 地方財政計画については、投資から経常への需要構造の変化を的確に反映させるなど、適切な見直しを行うとともに、その作成に当たっては、地方公共団体が、計画的な財政運営を行えるよう中期的見通しを含め、的確かつ迅速に必要な情報提供を行うこと。

また、地方公共団体の意見を反映させること。

2．基幹税による都市税源の充実

- (1) 都市の基幹税目である個人住民税の充実を図るため、これまでの国民所得や地方歳出等の推移と比較すると低い水準にとどまっている個人住民税均等割りの税率を当面 3 倍程度に引き上げること。

また、所得税において定率減税を縮小・廃止する場合には、個人住民税においても同様の見直しを行うこと。

- (2) 固定資産税は、都市の重要な基幹税目であることを踏まえ、商業地等の現行負担水準の上限である 70% を堅持し、引続きその安定的確保を図ること。

また、税負担の公平性を確保する観点から、速やかに負担水準の均衡化を図ること。

3．補助金改革と税源移譲の一体的、確実な実施

- (1) 国庫補助負担金の廃止と概ね 3 兆円規模の確実な税源移譲を一体的に実施すること。
- (2) 国から地方への税源移譲は、当面、国税対地方税の割合 1 対 1 の実現を目指し、所得税から個人住民税、消費税から地方消費税への本格的税源移譲を直ちに実現すること。
- (3) 施設整備事業や公共事業に係る補助金の廃止に当たっても確実に税源移譲を行うこと。また、廃棄物処理施設、公立学校施設、社会福祉施設、公営住宅等の住民生活に直結する基礎的サービスを提供する施設整備については平準的な財

政運営が可能となるよう、万全の措置を講じること。

4 . 生活保護費等の補助率の引下げ反対

- (1) 生活保護費、児童扶養手当、国民健康保険に係る補助率の引下げは、三位一体の改革とは無関係の単なる地方への負担転嫁であり、絶対に行うべきでないこと。
- (2) 補助金の統合や交付金化は、国に権限や財源を残し、税源移譲にもつながらないものであり、認められないこと。

以上要望する。

介護保険制度に関する重点要望

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化するとともに、財政安定化基金の原資については、国及び都道府県の負担とすること。
- 2．国が実施している低所得者対策は、保険料及び利用料の軽減策が不十分なことから、国の制度として、財政措置を含めて総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
- 3．介護サービスの基盤整備について
 - (1) 高齢者ができるだけ要介護状態にならないようにするために必要な介護予防や生きがい活動に係る諸施策の充実を図るとともに、介護予防拠点の整備に対する必要な財政措置を講じること。
 - (2) 軽度要介護者に対する自立支援や重度化の防止に向けた介護予防サービスの提供を積極的に行うことが重要であることから、介護予防サービスのあり方、同サービスに係る人材の

確保・育成、事業者のサービス提供体制を含め、早急に、より適切なサービスが提供されるようにすること。

4．第1号保険料について

(1) 第1号保険料については、世帯単位で比較すると所得がより少ない世帯の保険料が高くなる場合もあることなどの現状にかんがみ、不公平感が生じることのないよう、世帯概念を用いている賦課方法のあり方について更に検討すること。

(2) 現行の第1号保険料の区分については、第2段階の対象者における収入の格差が大きく、所得の低い者にとって負担が大きいため、住民の所得状況に応じた多段階制の採用等、よりきめ細かい保険料段階区分を設定すること。

(3) 保険料納付の利便性、徴収事務の効率化及び収納率の向上を図るため、全ての年金を特別徴収の対象とすること。

5．保険給付・サービス提供事業者等について

(1) 在宅と施設の保険給付については、低所得者に配慮しつつ、施設における居住費・食費の徴収範囲の拡大や利用者負担の引上げ等、両サービスの均衡を図る方策を講じること。

(2) 現時点において、都道府県におけるサービス事業者に対する指導・監督が十分に行われているとは言い難いことから、その機能強化を図るとともに、サービスの質の確保、利用者保護の重要性等にかんがみ、都道府県と同程度の調査権限を

保険者にも付与し、都道府県と保険者である市町村とが連携する仕組みを確立すること。

(3) 保険給付及びサービス提供の適正化が図られるよう、ケアマネジャーが居宅サービス事業所から独立した立場でケアプランを作成できる環境づくりなど、ケアマネジャーの中立性・公平性を更に確保するための具体的な対策を講じること。

6 . 被保険者の範囲の拡大については、慎重を期するとともに、障害者施策との統合については、今回の介護保険制度の見直しにおいて絶対に行わないこと。

7 . 介護保険 3 施設以外の入所系サービスの利用者に対して住所地特例を適用すること。

以上要望する。

国民健康保険制度等に関する重点要望

国民健康保険制度の現状にかんがみ、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．厚生労働省は、三位一体改革の名の下に、国保に係る国庫負担金の補助率引下げを図り、都道府県に新たな財政負担を求めているが、国保制度の見直しは、医療保険制度改革の審議の中で、被用者保険の見直しと併せて検討されるべきである。

また、将来にわたり国民皆保険体制を堅持することを国の方針とする以上、国は、国保制度において財政責任を負うべきであり、単なる地方への付回しである国庫補助率の引下げは絶対に行わないこと。

- 2．給付の平等、負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者とし、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を図ること。
- 3．高齢者医療制度については、前期高齢者の「財政調整方式」と後期高齢者の「独立保険方式」が示されているが、前期高齢者については、制度間における高齢者の偏在による医療費負担の不均衡を是正するため、年齢構成に加え、所得にも着目した調整を行う仕組みとするとともに、実態に即して対象者の年齢

の範囲を設定すること。

また、75歳以上の後期高齢者については、社会保険ではなく公費等による運営を国の責任において実施すること。

なお、現在、国保と介護保険の両保険者として、極めて深刻な財政運営に直面している市町村が、新たな制度の保険者を担うことは、到底困難である。

4. 一般会計から国保特別会計へ巨額の繰入れを行っても、なお大きな赤字を計上している実態にかんがみ、平成17年度予算において、危機的状況にある国保制度に対し更なる財政措置を講じること。

以上要望する。

福祉施策等に関する重点要望

福祉施策等の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．生活保護費及び児童扶養手当給付費については、三位一体改革の対象とはせず、現行の国庫負担率を堅持すること。
- 2．身体及び知的障害者施策の更なる充実を図るため、支援費制度について、補正予算も含めて十分な財政措置を講じること。
- 3．障害者施策と介護保険の統合の検討については、慎重を期すること。
- 4．次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の策定など、総合的な子育て支援に向けた環境整備施策について、十分な財政措置を講じること。
- 5．幼稚園・保育所の制度の一元化に向けた具体案の検討にあたり、地域のニーズに応じた弾力的な対応が可能となるよう、各種基準について、地方公共団体の自由度を拡大すること。
- 6．地域雇用対策の充実強化を図るため、十分な財政措置を講じること。

以上要望する。

廃棄物対策に関する重点要望

廃棄物対策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．廃棄物処理施設等について

(1) 廃棄物処理施設については、地方の実態に即した整備が行われるよう財政措置の拡充を図ること。

(2) 廃棄物焼却施設の解体撤去工事費については、跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合も含め、更なる財政措置を講じること。

2．容器包装リサイクル法について

(1) 容器包装廃棄物の発生抑制及び不法投棄防止対策の一環として、リターナブル容器の普及拡大を図るとともに、デポジット制を導入すること。

(2) 拡大生産者責任の観点から、製造事業者等に回収を義務付けるなど、市町村と事業者の費用負担及び役割分担について、抜本的な見直しを行うこと。

3．家電4品目等のリサイクル費用については、製品販売時における徴収とするとともに、同費用の管理システムを確立すること。

以上要望する。

文教施策等に関する重点要望

文教施策等の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1 . 公立学校施設について、校舎等新增改築事業等に係る必要な事業量を確保するとともに、地方の実態に即した整備が行われるよう財政措置の拡充を図ること。
- 2 . 地域に応じた少人数教育の取組みに必要な教職員配置について、十分な財政措置を講じること。
- 3 . 公立小中学校等教職員給与費について、地方の意見を尊重し、地方への負担転嫁とならないよう税源移譲等により所要額を確保すること。
- 4 . 幼稚園・保育所の制度の一元化に向けた具体案の検討にあたり、地域のニーズに応じた弾力的な対応が可能となるよう、各種基準について、地方公共団体の自由度を拡大すること。

以上要望する。

まちづくり及び道路整備に関する重点要望

まちづくりの推進及び道路整備の促進等のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．都市自治体が、自主的・主体的な都市づくりを進めることができるよう、用途地域等に関する都市計画決定等、土地利用の調整や規制に関する基準について都市自治体が自ら決定することとするなど、都市計画法及び建築基準法の見直しを行うこと。

また、都市自治体が、条例により地域の実態を踏まえた都市づくりを進めやすくするため、関係法令において条例で定めることができる範囲を大幅に拡大するなどの措置を講じること。

2．道路特定財源については、これを堅持し、地方への配分の増額を図ること。

さらに、地方の道路整備が遅れているため、地域の実状に応じた財政措置を講じること。

3．円滑な交通体系の確立を図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道等の整備に当たっては、採算性のみでなく地域の実状等を十分勘案するとともに、必要な財政措置を講じ、早期に完成させること。

以上要望する。

食料・農業・農村基本計画の見直し に関する重点要望

食料の安定供給と食料産業の持続的発展を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．食料・農業・農村基本計画の見直しに当たっては、食の安全・安心と安定供給の確保を基本に、主要先進国並みの食料自給率の確保を盛り込むとともに、食料産業の国際競争力向上による持続的発展と多様な担い手の確保など、農業の振興を図るための具体的な施策を講じること。
- 2．農業を産業として振興する産業政策と、農村地域を維持・振興する地域政策を明確に区分した政策の体系化を図り、理解しやすい、より効果的・効率的な政策体系を構築すること。
また、政策の体系化に当たっては、農業者や地域の創意工夫と主体的取り組みができる選択性を重視した政策手法とすること。
- 3．経営安定対策（品目横断的政策）の検討に当たっては、認定農業者や農業生産法人に限定することなく、経営の一元化や法人化を目指す集落営農組織を含めるとともに、部門専門的な営農類型（野菜、果樹、畜産）等も含めること。
- 4．農産物の生産・流通・販売分野における戦略的マネジメントや産業間・産地間の連携の構築、さらには業態としての情報化への取り組みを支援する政策手法を構築すること。

- 5 . 国民の食の安全に対する信頼性を高めるため、生産から消費にわたる効果的なリスク管理システムと消費者に対する的確な情報提供システムを推進すること。
- 6 . 耕作放棄の防止、解消など農地を農地として効率的に利用する仕組みを構築するとともに、農業環境・資源保全政策を確立するための施策手法・体系を構築すること。

以上要望する。

生活交通維持対策に関する重点要望

生活交通を確保し、地域交通ネットワークを維持する地方バス路線及び地方鉄道路線について、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．地域住民の生活に密着した地方バス路線の維持を図るため、地方バス路線維持費については、地域の実態にあった財政措置を講じること。
- 2．地方自治体等が公共交通空白地帯において生活交通確保のため運行しているバス路線については、支援制度の拡充及び必要な財政措置を講じること。
- 3．生活交通の確保及び地域交通ネットワークに必要不可欠な地方鉄道については、抜本的な政策の見直しを図るとともに、所要の財政措置を講じること。

以上要望する。